

移動等円滑化取組計画書

令和2年 6月 30日

住 所 901-0143  
沖縄県那覇市安次嶺 377-2  
事業者名 沖縄都市モノレール株式会社  
代表者名 代表取締役社長 美里 義雅

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p><b>【施設に関する事項】</b> 19 駅中 14 駅で軌道停留場に敷設されている視覚障がい者用誘導点字ブロックが以前の基準であるため、2025 年までに JIS 規格へ変更する。</p> <p><b>【旅客支援・教育訓練等に関する事項】</b> 採用 1 年未満と他の駅務員では介助能力に開きがあるため、駅務員全体の介助能力の底上げを目指し、全員のサービス介助士資格取得取得を引き続き目指していく。</p>
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
那覇空港駅から儀保駅(14 駅)	視覚障がい者用誘導点字ブロックを JIS 規格へ変更 (2021~2025)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車イス乗降用固定スロープ設置	那覇空港駅から儀保駅(14 駅)への固定スロープ設置を令和 2 年度以降で実施予定

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
HP における多言語 情報提供の拡充	HP において、多言語による情報提供をより拡充させる

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅務員の介助技術 向上	サービス介助士の認定取得の継続、及び認知症サポーター認定の取得を通じて、障がい者への理解と介助技術の向上に向けて係員教育を継続実施する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定スロープ設置が完了するまで引き続き車いす利用者の為の環境整備に努める。</li> <li>・ 那覇市バリアフリー基本構想に引き続き参画し、外部の意見を取得しつつ、ソフト・ハード面の改善を図る。</li> </ul>
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
-	-	-

V その他計画に関連する事項

固定スロープ設置については可動安全柵の更新年度と同時に実施するため、更新までは現行の可動式スロープ(ラクーブ)で旅客対応を行う。
--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。